

Title	「公會條例」および「公會罰則」草案：明治法制史料雑纂（二）
Sub Title	On the draft of "regulation to public meeting" in the early period of Meiji
Author	手塚, 豊 (Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.4 (1961. 4) ,p.60- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19610415-0060

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

「公會條例」および「公會罰則」草案

明治法制史料雜纂 (二)

手塚豊

ここに紹介する資料は、前號に掲載した「拷問廢止に關連する諸法律案⁽¹⁾」と同様に、細川潤次郎の一吾園文書「明治八、九年の綴り込みにふくまれているもので、太政官十三行野紙五枚に筆寫された「公會條例」および「公會罰則」と題されている法律草案である。

いま、これら法律案の成稿時期を推測するに、その用紙が太政官十三行野紙であることからみて、明治九年以降の文書であることはほぼ確實であるが(八年までは多く十行野紙が使用された)、細川が一等法制官在職中に(八年九月二十二日任、九年四月八日元老院議員へ轉任)、その立案に關係した草案であつたと思われる。すなわち、九年のはじめ、より正確に言えば四月以前、法制局⁽²⁾において作成され、なんらかの事情で、陽のめをみることなく廢案となつた

法律案であろう。

明治初期における集會結社彈壓法の嚆矢は、周知のごとく明治十三年四月五日の集會條例^(第一二號)であつた。同法は、政談演說會および政治結社の届出、認可の制度^(條三)、警察官の演說會場への臨檢、集會者に對する退去を命ずる權および集會の解散權^(條六)、軍人、教員、生徒、農工業の見習等の政談演說會および政治結社への參加禁止^(條七)、政談演說會の廣告、宣傳の禁止および演說會に關して他團體との連絡、通信の禁止^(條八)、屋外政治集會の禁止^(條九)、それらの禁止條項違反に對する罰則^(十條から十二條まで)等を含んでいる。⁽⁴⁾その後、同年十二月二十三日に一部改正が行われ^(太政官布告、第五六號)、政談演說會の解散を命じた際は、その結社自體の解散あるいは會員の政談を一カ年間禁止することができる規定を追加した^(六條但)。さらに

十五年六月三日、ふたたび大幅の追加改正が行われ(大政官布告、すべての集會に警察官の臨檢をみとめ(六條)、そのほかの諸條項も一層整備された。こうした集會條例が、當時における自由民權運動の彈壓に、いかに大きな役割を演じたかは、ここに改めていうまでもなからう。)

これより先き、明治八年六月二十八日には讒謗律(大政官布告、新聞紙條例(六) (大政官布告、第一一〇號)、新聞紙條例(第一一號)、同年九月三日には出版條例(大政官布告、第一三五號)が制定されていた。これらは、いずれも七年一月の民権議院設立建白書の提出を契機として、全國に勃興した民權論と、それにもとづく反政府的言論の沸騰に對し、藩閥政府が用意した彈壓的立法であつたことはいうまでもない。

前に述べたごとく、公會條例、公會罰則兩法律案の成稿時期が、九年のはじめ頃であるとするならば、あたかもそれは讒謗律、新聞紙條例、出版條例などの施行後約半年内の時期にあたる。これら一連の彈壓立法に加うるに、集會に關する規制の措置を、ひきつづき政府が考慮したものといわねばならない。言論彈壓の次に來たるものが、集會結社の自由の剝奪であることは、蓋し當然の順序である。それが制定にいたらなかつた事情は明らかでないが、いまだ機熟せずと判断したためであろうか。

公會條例の内容をみるに、二十四人以上の全ての集會を對象にし

ている點は、最初の集會條例がいちおう政談演說會のみに限定していたのに比較して、その及ぶ範圍は一層ひろい。しかし、集會の屈出制を採り、地方廳に集會の一時禁止權のみをあたえている點は、集會條例の認可制に比較してはるかに弱い。そのほか、結社そのものに對する規制を缺く點、また集會者の制限がない點などは、公會條例が集會條例に比較して微温的であつたことを示している。それはまた全般的にまだ未整備の草案であつたともいえよう。公會罰則の内容も、集會條例中の諸罰則よりは弱い。

公會條例、公會罰則兩草案の立案者が、どのような企圖を以て、個々の條文を起草したかは知る由もないが、後ちに集會條例審議の元老院會議において、議官として參加した細川潤次郎の發言は、(七)兩草案の起草者かあるいは立案關係者の一人と思われる彼が、集會の規制について、どのような所見を有したかを示すものとして興味ふかい。すなわち次の通りである。

元來、集會條例ナルモノ、之レアルヲ可トスルヤ否ヤト云ヘハ、必ス無ルヘカラサルモノニシテ、外國ニ於テモ亦總テ之レアルナリ。蓋シ世ノ開明ニ從ヒ、法例次第ニ繁密ヲ致シ、終ニ此ノ如キ制限ヲ設ケサルヘカラサルニ至ルモ、自然ノ理勢ナリ。而シテ本邦ノ如キ、之ヲ施行スル時、或ハ尙早シト云ンカ、看ヨ近來所謂國會開設ノコトヲ請求シ、書ヲ本院ニ致スモノ日トシテナキ

ハナク、又夫ノ新聞紙等ニ憲法設立ヲ促カスノ説紛々ト出テ、其勢ヒ最モ急迫ナルカ如シ。已ニ此状況ヲ招致スルモノハ、彼ノ地方官會議及ヒ府縣會區町村會等アリテ、實際ニ之ヲ誘導スルモノアレハナリ。然ルニ國會論者中ニハ、急進者流アリ、或ハ封建家アリ、守舊者アリ、又ハ困窮士族モアルヘシ。故ニ今本按ヲ布告セハ、或ハ其反動力ヲ起サンコトヲ恐ル、ノ説アルヘシト雖、本官ハ此修正按⁽⁸⁾ノ如クシテ之ヲ施行スルモ、大ニ其妨ケナカラントス。蓋シ社會ハ總テ種々ノ法律ニ依テ維持スルモノナリ。且一步ヲ進メテ法律ノ點ヨリ之ヲ見レハ、歐州曾テ此制アリテ社會ヲ維持スルノ一具ト爲セリ。故ニ我之ヲ模倣スルハ、業已ニ數年前ニ於テスルモ、或ハ不可ナラントスルナリ。目前ノ景況既ニ前述ノ如ク素ヨリ止ムヘカラサルノ勢アリ。況ヤ窃ニ宸襟ヲモ惱マサルト承ハルニ於テヤ。且此法律ヲ施行スルモ、其結果如何ハ寧ロ行政部分ニ關スルモノ大ナレハ、其立法官ニ於テハ緩急ヲ折衷シ、以テ良結果ヲ得セシメンコトヲ希フニ在リテ、究竟本按ハ行政部分ノ補助ヲ爲スモノト看テ可ナランカ。此ノ如ク説キ來レハ更ニ一步ヲ進メテ勢ヒ行政上ニ説及ホサ、ルヲ得ス。抑々本按ヲ實施スルヤ、地方官ハ最モ其鋒鏑ノ正面ニ當リ、其認可云々ニ至リテハ、本按ノ簡條ニテハ甚々多カラサルニ似タルモ、其實際ハ甚々廣ク、例ヘハ名ヲ書畫會ニ籍^(主)リテ集會スルモ、其實國會論等

ヨリ初メ、終ニ政治ニ及フコトアルモ料ルヘカラス。此ノ如キハ、尤モ其害ノ恐ルヘキモノナリ。又國亂ヲ醸シ、或ハ暗殺ヲ教唆スル等ノコトヲ白地ニ届出ルモノハ決シテ之レ無キモ、現ニ警察官ノ出張中ニ暴言ヲ吐クカ如キハ、良シヤ題目ハ立派ナルモ必ス之ヲ差止メサルヘカラス。又之ニ反シ、觸犯ニ邇キ題目ヲ掲クルモ實地其害ナキモノモアラン。故ニ其差止ルト否トニ方リ、一步之ヲ誤ラハ大ナル混亂ヲ來スヘシ。是即チ行政上ノ憂慮ナリ。然ルニ前會ニ於テ本按ハ時勢ニ適セストノ説アリシト雖⁽⁹⁾モ、夫ノ國會論ノ如キハ稱名ヲ唱ヘ佛ヲ叩クノ社會トハ同シカラサレハ、或ハ時ニ適セストスルモ、其全國ニ關スルモノアルヲ以テ、最早之ヲ施行シ、而シテ彼御誓文及ヒ地方官會議ノ詔ノ如キ觀慮ト同一同時ニ行ハル、ニ至ルヲ欲スルナリ。既ニ斯ノ如ク論シ來レハ、政治上ニ裨補アルノミナラス、却テ社會ノ企望ヲ達スルノ階梯タルニヨリ、先ツ之ヲ可ナリト認ムルモ大ニ誇リヲ分タサルコトヲ知レリ。然レトモ今之ヲ行ヒ、果シテ之カ爲メニ國會論ノ止ムカ、又ハ別ニ裨補ナキカ、又ハ大ナル禍ヲ生スルニ至ルモ、立法官ハ行政官ニ追隨シテ、前途ノコトニ關スヘカラスト爲サハ、此ノ如クニ議定スルモ、亦其恥サルヲ信スルナリ。^(句讀點)集會に關する規制法は、「數年前」にすでに制定すべきであつたと述べている點は、公會條例、公會罰則起草關係者の發言として當

然である。

以上のごとく、公會條例および公會罰則草案は、集會條例の原型としてその制定に先立つ四年前、政府において準備された集會彈壓立法の先驅的草案であり、集會條例の系譜を知るために貴重な資料といわねばならない。

- (1) 拙稿「拷問廢止に關連する諸法律案」・本誌前號五四頁以下参照。「吾國文書」については五七頁註(1)参照。
- (2) 法制局は、八年七月三日、正院法制課に代つて設置されたもので、諸法律案の起草、修正案の作成を任務とした。
- (3) 政談演説の取締については、これに先立ち明治十一年七月十二日太政官達第二九號がある。これは政談演説會を禁止する場合の處置だけを定めたもので、集會に關する全般的な法令ではない。
- (4) 集會條例の立案者は、太政官大書記官渡邊洪基であるといわれている(例えば宮武外骨「集會條例と元老院會議」・新舊時代第二年第六冊・一七頁)。元老院における提案理由の説明者が彼であったから(「元老院會議筆記」明治十三年三月三十一日の條参照)、そうした推測が行われているのであろう。
- (5) その状況については西田長壽「言論彈壓のあとをたずねて」・嵐のなかの百年(向坂逸郎編)・一九五頁以下に詳しい。
- (6) 明治六年十月十九日の新聞紙條目(太政官布告第三五二號)の改正法である。
- (7) 前掲元老院會議筆記・明治十三年三月三十一日の條。

「公會條例」および「公會罰則」草案

- (8) 集會條例は、十三年三月三十一日の元老院會議に提出された。政府原案について種々の議論があつたので、玉乃世履、水本成美、東久世通禧の三議員を委員に選んで修正案を作成、これにもつき審議を續行した。細川の發言の「修正按」はこれを指す。なお審議の結果、修正案をさらに一部修正して可決した。ところが、この可決案は、「二十人以上ノ集合」のみに限定したので、政府はその點をさらに訂正し、人数の制限を撤廢した案を、翌四月五日ふたたび元老院の議に附した。元老院はこの案を可決したが、政府が集會條例を發布したのも同日である。政府がいかにその制定を急いだかが伺われる。
- (9) 前註で述べたごとく、十三年三月三十一日の元老院會議は、政府原案に對する審議と、修正案に對する審議と、前後二回行われた。「前會」とは前者を指す。
- (10) 楠本正隆、柴原和兩議員の集會の規制について反對意見を述べたことを指す。
- (11) 集會條例の制定に當つては、プロシヤ(一八五〇年三月十日の法律)、フランス(一八六八年六月六日及び十日の法律)、オーストリア(一八六七年十一月十五日の法律)の立法例を參考にしたようであるが、公會條例、公會罰則の立案に當つても、同様の事情が考えられる。なお、これら外國法の影響については、將來、本誌に發表を豫定している拙稿「集會條例の制定および施行」(假題)参照。

前註　ゴチの部分は朱書を指す。

公會條例

第一條

凡ソ二十四人以上相集ルモノヲ公會ト云公會ヲ集合スルニハ左ノ條例ヲ遵守スヘシ

第二條

公會ヲ催ス前ニ會人五名以上ノ連判ニテ所在戸長ヲ經由シテ管轄廳〔東京府〕ニ屆書ヲ差出スヘシ該廳ヨリ直ニ屆書ノ受領證ヲ付與スヘシ

第三條

公會屆書ニハ連判人ノ姓名族屬住所及ヒ其會合人員會合ノ趣意、日時、場所等ヲ明細ニ掲載シ連判人干法ノ責ニ任スヘキ旨ヲ保證スヘシ

但連判人ハ必ス本籍ノ戸主成丁人ニ限ルヘシ

第四條

凡ソ公會ハ必ス構園^(軒)家屋内ニアラサレハ集合スヘカラス

第五條

地方警察官吏會合ノ場所巡視ノ爲ニ來ル時ハ其請求ニ應シ必ス相當ノ坐ヲ與ヘ又ハ屆書ノ受領證ヲ檢視セシムヘシ

第六條

會同中豫テ届出タル趣意ニ異ナル事件ヲ評論スルカ若クハ干法ノ舉動アリト認ルニ於テハ地方警察官吏直ニ分散ヲ令スルノ權アルヘシ

第七條

管轄地方廳ニ於テハ公會ノ屆書ヲ検査シ其趣意本穩ナラストスルカ若クハ疑ハシキ舉動アリトスル時ハ其公會ヲ一時禁止スルノ權アルヘシ

第八條

第六條七條ニ據リ分散ヲ令スルカ又ハ之ヲ一時禁止スル時ハ其事由ヲ詳ニシ内務卿ニ具狀シ命ヲ乞ヘシ

公會罰則

第一則

條例第二第三第四條ニ違フ者ハ違式重キニ問ヒ罰金五十圓以內禁獄ニケ月以內ヲ科ス其場所ヲ貸ス者ハ從ヲ以テ論スニ罪併セテ科シ或下之ニ倣ヘ

第二則

第五條官吏ノ請求ヲ拒ム者ハ其公會ヲ禁止シ罰金二十圓以上三百圓以下禁獄一ケ月以上六ケ月以下ヲ科ス

第三則

第六條第七條ノ令ニ違フ者ハ罰金五十圓以上千圓以下禁獄二ヶ月以上一年以下ヲ科ス

第四則

凡此犯罪ハ連判人主ヲ以テ論シ各自其罰ニ中リ餘ハ皆從ヲ以テ論シ輕キニ擬ス

第五則

故ナク兵器ヲ扱ヘ六人以上上集合スル者ハ罰金五十圓以上千圓以下禁獄二ヶ月以上一年以下ヲ科ス

附則

從前官許ヲ經タル公會トイヘトモ此條例公布ノ日ヨリ〔東京府下ハ十日以内各府縣下ハ三十日以内ニ〕條例ニ準據シ更ニ届出ツヘシ違フ者ハ罰則第一則ニ依ル